

請願番号	請願 第 2 号
受理年月日	令和 5 年 8 月 1 7 日受理
付託委員会	文教厚生常任委員会
<p>(件名) ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について</p> <p>(紹介議員) 坂口 洋之</p>	
<p>(請願の要旨)</p> <p>学校現場では、いじめ・不登校・貧困・教職員の長時間労働や休職者等による教員の未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが厳しい状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>21 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2024 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。 2. 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。 	

